

都市公園の使用料の減免の取扱いについて

令和3年9月3日から適用

公園管理事務所が所管する都市公園に関して、前橋市公園条例第15条に規定する使用料の免除において、同条例第4条、都市公園法第5条及び第6条の許可に係るものについての「その他市長において特に必要があると認める場合」の取扱いは、下表のとおりとする。

1 公園条例第4条関係

減免の対象となる行為		減免率	備考
(1)	学校教育法に規定する学校(注1)がその教育活動の一環として行う利用	全額	・入場料その他これに類する料金を徴収する場合は減免の対象としない。 ・参加者等を対象とした物品の販売を除く。
(2)	私立学校法に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校、各種学校がその教育活動の一環として行う利用	全額	・入場料その他これに類する料金を徴収する場合は減免の対象としない。 ・参加者等を対象とした物品の販売を除く。
(3)	児童福祉法に規定する児童福祉施設(注2)がその設置目的に沿った活動の一環として行う行為	全額	・入場料その他これに類する料金を徴収する場合は減免の対象としない。 ・参加者等を対象とした物品の販売を除く。
(4)	国又は本市以外の地方公共団体が主催、共催する事業での利用	全額	
(5)	本市又は本市の行政機関等が共催する事業での利用	全額	
(6)	本市の後援を受けた者が行う事業での利用	全額	・入場料その他これに類する料金を徴収する場合は減免の対象としない。 ・参加者等を対象とした物品の販売を除く。
(7)	本市が出資等している法人(注3)その他市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体等が市の行政に寄与する目的のために行う利用	全額	
(8)	指定管理者が管理する施設(公園)において、当該指定管理者が主催、共催及び後援等を行う事業での利用	全額	

減免の対象となる行為		減免率	備考
(9)	前橋フィルムコミッション事務局を通じた申請による事業及び市のPRIに繋がる撮影と認められる事業での利用	全額	・入場料その他これに類する料金を徴収する場合は減免の対象としない。 ・参加者等を対象とした物品の販売を除く。
(10)	その他特に必要があると認められるとき	その都度市長が定める	

注1 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

注2 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

注3 公益財団法人前橋市まちづくり公社、公益財団法人前橋観光コンベンション協会、社会福祉法人前橋市社会福祉協議会、公益社団法人前橋市シルバー人材センター 等

2 都市公園法第5条関係

減免の対象となる設置又は管理		減免率	備考
(1)	許可の対象となる公園を管理する自治会、公園愛護会等が設置又は管理するもの	全額	
(2)	指定管理者が管理する施設(公園)において、当該指定管理者が設置又は管理するもので、利用者の利便性の向上や効果的な管理に寄与すると認められるもの	全額	
(3)	その他特に必要があると認められるとき	その都度市長が定める	

3 都市公園法第6条関係

減免の対象となる占用		減免率	備考
(1)	国又は本市以外の地方公共団体が公共の用に供するなど、やむを得ず行う占用	全額	
(2)	指定管理者が管理する施設(公園)において、当該指定管理者が行う占用で、利用者の利便性の向上や効果的な管理に寄与すると認められるもの	全額	
(3)	その他特に必要があると認められるとき	その都度市長が定める	